

2021年3月23日

「特定都市河川浸水被害対策法等改正案」

趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属 小宮山泰子

立憲民主党の小宮山泰子です。

立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました特定都市河川浸水被害対策法等改正案 いわゆる 流域治水関連法案について質問いたします。

まずは武田総務大臣にお伺いします。

昨日の総務委員会でも議論になりましたが、昨年11月11日に武田大臣がNTT及びNTTドコモと共に会食をした葛西敬之氏が名誉会長を務めるJR東海は列車内や駅構内でも光ネットワークや列車無線を利用する電気通信事業法上の電気通信事業者です。即ち総務省にとって法律上NTTやNTTドコモと全く同じ利害関係者であります。

しかも昨年11月と言えば総務省所管の情報通信研究機構にJR東海が近い将来利用するであろう高速移動体の技術開発費、約300億円を令和2年度第3次補正に盛り込む事を決定する大詰めの時期です。

武田大臣はこの状況及びJR東海が利害関係者であることを認識しながら、大臣規範に照らし合わせて何の躊躇もなく会食の誘いを受けたという事でしょうか。この会食の事務連絡において総務省は関与していたのでしょうか。また、利害関係者との会食について事前に会費はどのように取り決めていたのでしょうか。

武田大臣は葛西名誉会長以外の参加者を知らなかった旨答弁していますが、その場に株式公開買い付け当事者であり総務省にとって最も深い利害関係者の一つであるNTTとNTTドコモのトップが同席した事を知って何故、即座に退席しなかったのでしょうか。結局、1時間にも及ぶ飲酒を伴いながら懇談するとは大臣としての倫理意識はあきれ程低いものと言えるのではないのでしょうか。それぞれご答弁下さい。

我が国は、地震・台風・大雨・大雪などが激甚化、頻発化しており、災害大国とも言われています。これらの自然災害に対応し、全ての人びとが安全に暮らせる災害に強い国、社会を創ることは、我々政治家に託された使命です。

災害大国であっても「安全」であることは資産であり、世界からの信用も得ることができ、日本の基幹産業となるべき観光関連産業にも裨益（ひえき）します。

そのためにも、国の河川整備は着実に推進しつつ、地方は、その地域の決断を尊重し、財政面をはじめ思い切った措置を講じる必要があります。

今回の改正は、気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、これまで取り組まれてきた水防災意識社会の再構築の取組を一步進めるため、都市化の進展による安全度の低下に対応するための＜従来の総合治水＞の取組を全国の河川に拡大するとともに施策を拡充し、併せて事前防災対策を加速させることで、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水を推進し、総合的かつ多層的な対策を行えるようにするものです。

- 1 これまで、「水防災意識社会」の再構築の取組が進められる中、毎年のように大規模な水災害が起き、人的・物的被害が絶えません。このような状況を考えると、これまでの治水は、抜本的な対策とは言えなかったのではないのでしょうか。

国土交通大臣に、これまでの治水の総括を伺います。（国土交通大臣）

- 2 流域治水関連法案は、「特定都市河川浸水被害対策法」や、水防法、河川法等主要な法案だけでも9本にわたる、いわゆる東ね法案であります。

一方で、あくまで国土交通省の法案であり、水害対策と関係の深い森林の整備や保全、農業との関連など、他省庁との連携が弱いことを指摘せざるをえません。

また、近年の洪水等の状況も念頭において制定された「水循環基本法」においては、河川等と並んで森林、農地等の整備が挙げられ、水循環に関する総合的・一体的な施策として進めていくことが求められています。

しかし、流域治水関連法案では、森林、農地等の整備・保全に関し、法律上明確な位置付けが見当たりません。政府全体で総合的に施策を進める水循環基本法の趣旨を踏まえ、国土交通省を超える枠組みから流域治水を検討し、農林施策と治水との制度上の関連性を持たせる制度整備などが必要と考えますが、なぜ法律上の位置付けがないのでしょうか。お答えください。

（国土交通大臣）

また、流域のあらゆる関係者が協働で行う流域治水による水災害対策においては、集水域における森林・治山施設の整備や、農地の保全等も重要な役割を担うと考えます。

農林施策においては、治水に資する新たな制度創設等は検討されているのでしょうか。農林水産大臣より答弁ください。 (農林水産大臣)

- 3 さらに、流域治水関連法案では、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、流域における協議会を設置することとされています。

流域治水関連法案による協議会が治水に特化したものであるとはいえ、水災害を含む総合的な施策が協議される水循環基本計画との乖離があってはなりません。

同じ水を対象とする両協議会の関連性が示されていないのはなぜでしょうか。また、それぞれどのような役割を果たすべきと考えているのか、両協議会が策定する計画の内容は整合性が確保されるべきと考えますが、これらへの対応について、国土交通大臣の見解をお伺いします。 (国土交通大臣)

- 4 今回の「流域治水関連法案」で協議会の設置や、流域治水の計画に基づく雨水貯留浸透施設に係る官民連携、土地利用規制等の抜本的な対策が可能となるのは、「特定都市河川浸水被害対策法」の「特定都市河川」の流域ということになります。

そのため、指定が行われない限り、改正案により創設・拡充される様々な制度の多くは使われないこととなってしまいます。

「流域治水関連法案」で創設される多くの施策を、特定都市河川の流域における限定的な制度とした理由は何でしょうか。お答えください。

(国土交通大臣)

- 5 現状を見ると、特定都市河川は、8水系しかありません。

国はその指定対象を「全国に広げる」としているとはいえ、国や都道府県である指定権者の判断が必要な制度となり、特定都市河川の指定により、計画策定や協議会の運営に加え、計画を実施するために貯留浸透施設等を設ける地方

公共団体の財政的負担・人的負担が生じます。

一定規模以上の宅地化等に対し雨水貯留浸透施設の設置が義務付になることから、流域治水に取り組む必要があっても、指定が進まないことも懸念されます。

まずは、実際に指定が行われるよう、国は法律による指定対象の拡大の他に、どのような対策を講じるのでしょうか。国土交通大臣にお尋ねします。

(国土交通大臣)

- 6 災害は全国どこでも起こるものであり、特定都市河川の指定に時間を要する場合や、未指定の地域における対策も重要です。

特定都市河川の指定のない河川の流域における、雨水貯留浸透施設の整備の推進や、浸水により人命への危険が想定される土地の利用規制等の対策について、国土交通大臣の、ご見解をお聞かせください。 (国土交通大臣)

- 7 流域治水関連法案のもととなる昨年7月の社会資本整備審議会の答申においては、「流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりに貢献していくべきである」と提言されています。

水害を軽減するグリーンインフラの活用は、自然が持つ防災・減災機能や水質浄化など、自然の恵みやその多機能性は、生物多様性が高いほど大きく、より持続的になります。

今回の流域治水において、各地それぞれの生物多様性・自然環境を保全再生し、自然を活かすとの観点が重要と考えているのか。また生態系ネットワークなど、地域の生態系や生物多様性を治水と共に構築していく考えがあるのか、環境大臣に、お伺いします。 (環境大臣)

- 8 創設される「貯留機能保全区域」は、当該区域の指定は地権者の同意を得て行い、保水、遊水機能を阻害する行為を事前に届け出ることが義務化されます。

遊水によって農作物に被害が生じた際の補償や、地権者が遊水地とすることを許容する場合の買収などをセットにして、区域の指定を促進していくことが重要と考えますが、どのような措置を行うことを想定しているのでしょうか。

また、少なくとも固定資産税の減免など、指定を促進するための何らかの経済的なインセンティブを設ける必要があるのではないのでしょうか。

国土交通大臣にお尋ねします。 (国土交通大臣)

9 次に、利水ダム等の事前放流についてお尋ねします。

ダムのようないわゆるグレーインフラの整備も、グリーンインフラの活用と両立するものであり、特に既存のダムを最大限活用していくダムの事前放流については、その取組を進めていく必要があると考えます。

本法案により、ダムの事前放流の取組を強化していくため、利水者を含む協議会が法定化されますが、利水者は、発電や農業等の国土交通省以外の省庁所管事業の関係者であり、従来の縦割り行政の壁を越えた流域治水実現のための連携が鍵となります。

治水協定の締結による総論的な枠組みだけでなく、今後事前放流を効果的に実施するためには、設備の増強や、情報の共有が必要となりますが、どのように連携し、取り組んでいくつもりなのかお聞かせください。 (国土交通大臣)

10 樋門操作についても、お尋ねします。

水災害による被害の約3割は内水被害によるものであり、特に都市部であるほどその割合が大きくなります。

改正案では、下水道の樋門の操作規則の策定を義務付けることとしていますが、その効果をどのように見込んでいるのでしょうか。お答えください。

(国土交通大臣)

一方で、規則を定めても、設備が老朽化・陳腐化し、自動化や遠隔化が図られていないものが多いなど、操作を安全に行うに当たっての根本的な課題があるものが多い状況にあります。

管理者である地方公共団体は厳しい財政状況にありますが、政府はどのような支援を考えているか、国土交通大臣より、お聞かせください。

(国土交通大臣)

- 11 さて、本法案が作られた背景には、度重なる水害被害にあった当該自治体等の要望もあり、法成立後には大規模な事業予算が必要となります。

先の参議院選挙広島選挙区における、河合元法務大臣夫妻による、買収事件では、裁判において、お金を受け取った側の地方議員が証言を行いました。現金の受け取りを拒むと「国の助けを受けて進める地方の事業を邪魔されることを恐れた」との発言が報道されていました。

政策の実行、予算の箇所づけは与党や特定の議員によって左右されるべきでなく必要性を公正、公平に検討した上で、決定されるべきものです。

与党議員がいるから予算がつく、事業が進む、そうしたことが実態なのか。政策実行、事業への予算付けの公平性、公正性の確保に関して、国土交通大臣より、お答えください。
(国土交通大臣)

最後になりますが、改めて、被災された皆さまに、衷心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、復旧支援につきましては、党派を超えて全力で対応することを立憲民主党としてお誓い申し上げて、質問を終わります。